

## [事案 2022-319] 手術給付金等支払請求

・令和6年1月17日 和解成立

### <事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、解除の取消しと手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和4年4月に妊娠38週反復帝王切開で入院し帝王切開術を受けたため、令和3年3月に契約した医療一時金保険にもとづき手術給付金等を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を取り消して、手術給付金等を支払ってほしい。

- (1) 募集人には、2年前に帝王切開をしたことを伝えたが、告知の必要性や不担保期間については説明されず、次回の出産で帝王切開をした場合には45万円の給付金が受け取れると言われた。
- (2) 告知に関する注意事項を確認する書類を契約前に見ることがなく、パンフレットも契約後に渡され目を通すようにも言われなかった。
- (3) 告知画面を見ているときに、募集人から「帝王切開くらいですもんね?」と聞かれたので、自分が「はい」と肯定すると、「じゃあ大丈夫ですね」と言われていたので、告知の必要があると思わなかった。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が、今後の帝王切開が無条件で支払対象となるかのような説明を行った事実はない。
- (2) 申立人は、平成30年9月の帝王切開について、故意または少なくとも重過失で告知しなかった。
- (3) 令和4年の帝王切開術は、解除原因となった過去の帝王切開との因果関係が否定できず、約款上手術給付金は支払えない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知当時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、解除の取消しと手術給付金の支払いは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 雑談の中とは言え、募集人は、申立人が第一子、第二子を帝王切開で出産していることやその帝王切開が5年以内であることも知っていたにもかかわらず、申立人が告知事項は「ありません」と答えたため、募集人自身も告知事項に当てはまらないと思い、告知画面と一緒に見ていながら告知が事実と反していることを見過ごしてしまったことは、告知妨害や不告知教唆とまでは言えないものの、告知義務違反をしないように注意することが妥当であった。

- (2) 募集人は、申立人が帝王切開を受けていることを聞いていたにもかかわらず、申立人から帝王切開が給付金の対象となるかを聞かれた際、給付対象になると答えているが、すでに帝王切開での出産を行っているのであれば、次回の出産も帝王切開となることが予想されるところ、募集人としては、一般論としてではなく、申立人の状況を踏まえて支払いの可能性について回答する必要がある。
- (3) 注意喚起情報には、告知漏れが多い事例として帝王切開が記載されているが、募集人は、注意喚起情報は告知の後で渡しただけであって、契約前には見せてもいなかったと述べており、本件ではこの注意喚起情報を告知の前に説明してさえいれば、申立人が告知義務違反をすることはなかったものと考えられる。